

大和市鶴間児童館仕様書

1. 施設の概要

- (1) 名称 大和市鶴間児童館
- (2) 所在地 大和市鶴間 2-12-35
- (3) 開館時期 昭和 59 年 11 月
- (4) 建物概要 敷地面積：1015.05 m²
延床面積：529.63 m²
構造規模等：鉄筋コンクリート 2 階建
(児童館開館時間の対応施設面積：保育室、学習室、実習室の 143.77 m²)

2. 指定管理者が行う業務

(1) 管理の基準

① 開館時間

- ・火曜日～金曜日と日曜日：正午～午後 5 時 30 分
- ・土曜日：午前 10 時～午後 5 時 30 分
- ・指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。または市長が、必要があると認める時は、開館時間を変更することができる。
- ・月の初日において、翌月の児童館開館時間内に児童館としての実習室の利用予定がない時間帯がある場合で、次の(ア)、(イ)のいずれにも該当すると管理運営委員会が認めた場合に限り、当該時間帯に実習室を大和市コミュニティセンター設置条例に基づく使用に供することができるものとする。
 - (ア) 当該時間帯に実習室をコミュニティセンター設置条例に基づく使用に供することが、児童館の設置目的を損なわず、児童館の事業計画の実施を妨げないこと。
 - (イ) 当該時間帯に児童館を使用する児童の安全管理、その他施設の管理上支障がないこと。

② 休館日

- ・月曜日と 12 月 29 日～1 月 3 日
- ・指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。または市長が、必要があると認める時は、休館日を変更することができる。

(2) 業務内容

① 児童館の使用の承認に関する業務

- ・施設の使用申請及び調整
- ・施設の使用決定通知の交付

② 児童の遊びや生活の指導など児童館事業に関する業務

- ・遊びの指導は、児童への遊びを個別的又は集団的に指導することで自主性、社会性、創造性を伸ばすように努めること。
- ・生活の指導は、児童の集団生活を健全なものに導き、将来健全な社会生活を営む上に必要な社会的資質の修得を、来館児童等に図るように努めること。
- ・児童館として児童館の設置目的に沿った事業を計画及び実施すること。
- ・子ども会等の地域活動組織との協力連携を図れる事業を実施すること。
- ・施設の利用状況等を児童館執務日誌で報告すること。
- ・年度毎に収支予算書と決算書を作成すること。
- ・年度毎に事業の計画書及び、報告書を作成すること。
- ・大和市との連絡調整を行うこと。

③ 児童館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(ア) 施設の運営に関すること

- ・施設の総括管理及び庶務
- ・児童館利用案内を作成し備えること。また、広報活動を行うこと。
- ・遊具、図書等の用具、用品の貸出し及び管理を適正に行うこと。

(イ) 維持管理に関すること

- ・施設内の警備及び巡回、防災の対応
- ・児童館の施設及び付帯設備の維持
- ・施設内、敷地内の清掃及び環境整備に努めること。
- ・施設内の安全確保及び財産の保全

④ 職員の配置に関すること

- ・勤務時間は開館時間（管理の基準）とし、児童館運営に支障のないように常時1人以上の管理指導員を配置する。
- ・職員は1年以内ごとに健康診断を受診するものとする。

⑤ モニタリング

- ・児童館のサービス維持・向上と効率的な管理運営が行われるよう指定管理者は、施設の管理運営について、定期又は随時にモニタリングを行うこと。
- ・指定管理者は、施設の管理運営が児童館の設置も目的や協定書・仕様書等に沿って行われているか、継続的に自己点検を行うこと。また、アンケートによる利用者満足度の調査等、利用者の声を施設の管理運営に取り入れる取り組みを行うこと。

⑥ その他留意点

(ア) 防災計画と災害時の対応

併設されているコミュニティセンターの指定管理者と協力しながら次の業務を実施すること。

- ・防災計画、消防計画を作成し、計画に基づき訓練を実施すること。
- ・児童館の開館時間に台風、積雪などに伴い危険が予想されるときは、職員に指示を出し、適切な対応をすること。
- ・緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアル等を作成し、職員に指導を行うこと。
- ・火災及び地震等非常における利用者の避難誘導を行うこと。
- ・災害発生時の他施設の状況等により、施設を地域防災計画に基づく応急対策活動拠点として利用する要請があったときは、指定管理者は要請内容の運営支援業務にあたるよう努めなければならない。

(イ) 事故防止と発生時の対応

- ・盗難等事件の被害にあった場合は至急警察へ届けること。また、大和市へ連絡し後日、文書で被害状況、処理経過、対応策を報告すること。
- ・利用者に急病、けが等の事故があった場合、応急処置、消防への通報または病院への同行などの対応をすること。また、応急処置後に大和市に報告すること。

(ウ) その他

- ・大和市内の他の児童館及びコミュニティセンターとの連携を図った運営を行うこと。
- ・公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- ・指定管理者は公の施設の管理を通じて市民サービスに直結していることを踏まえ、障がいや理由とする差別の解消の推進に関する法律への対応について、本市に準じた対応を行うこと。
- ・物品販売行為は、禁止すること。
- ・施設の管理運営にあたっては、大和市児童館設置条例をはじめ、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- ・指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、大和市と協議すること。
- ・大和市は、必要と認めたときは、指定管理事務の処理状況の検査や必要な資料等の提出を求めることができる。また、必要がある場合、大和市は指定管理者に対し、指導することができる。
- ・各種規程等がない場合は、大和市の諸規程に準じて、あるいはその精神に基づき、業務を実施すること。
- ・別紙児童館総合補償包括保険仕様書のとおり賠償保険に加入すること。ただし、同等以上の内容の保険に加入し、当該事案に対応できる場合はこの限りではない。

児童館総合補償包括保険仕様書

1. 賠償責任補償

基本補償

1. この保険で対象となる施設・業務等の事故
 - ①施設の管理・運営に起因する賠償責任事故
 - ②施設内のエレベーター及び自動階段昇降機の管理に起因する賠償責任事故
 - ③施設で提供される飲食物に起因する賠償責任事故
(※前年度に飲食物の提供をしている児童館に限る)
 - ④施設で保管又は受託する各種物品に対する賠償責任事故
 - ⑤児童館が主催されるレクリエーション行事に起因する賠償責任事故

2. この保険で支払われる金額（支払限度額）

施設ごとに次の金額が設定されます。

身体賠償・財物賠償共通	1名・1事故	2億円
保管物賠償	1事故	200万円

上記の保険金額を限度として、次のような費用が支払われます。

- ①治療費、入院通院費、慰謝料、休業損害、葬儀料、死亡による喪失利益や物の修理代などの損害賠償金
- ②裁判、調停、仲裁などの争訟費用
- ③事故発生後の損害防止軽減費用（応急救助、護送費その他）
などが支払われます。

3. この保険では支払の対象とならない主な事故

- ①戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的または社会的騒じょうによる場合
- ②地震、噴火、洪水、津波または高潮による場合
- ③保険契約者、被保険者またはこれらの方の代理人の故意による場合
- ④施設の建設、改築、修理等の工事に起因する場合
- ⑤業務に従事中の職員のかたの身体の障害について負担する賠償責任
- ⑥医療行為の遂行に起因して負担する賠償責任

見舞費用保険金

1. この補償の概要

施設の管理、業務の遂行等に起因する事故によって他人の身体の障害が発生した場合、保

険会社の同意を得て支払った次表の見舞金を見舞費用保険金として支払います。

※この見舞費用保険金は、法律上の損害賠償責任を負担することなく、慣習として支払う弔慰金、見舞金等をいいます。万一の事故の際の初期対策費用としてご利用いただくことにより被害者との関係が円満に解決できる効果があります。

2. 見舞費用保険金の金額

(1回の事故につき被害者1名について補償される内容)

項 目	支払限度額
死 亡	200万円
後 遺 障 害 発 生	6～200万円
入 院 31日以上	30万円
入 院 15日以上	15万円
入 院 8日以上	7万円
入 院 7日以内	4万円
入 院 3日以内	2万円
通 院 31日以上	15万円
通 院 15日以上	7万円
通 院 8日以上	4万円
通 院 7日以内	2万円
通 院 3日以内	1万円

- ・見舞金等を保険会社の同意を得て支払ったときに、その金額を見舞費用保険金としてお支払します。
- ・見舞費用保険金の額は、1回の事故につき被害者1人について上記記載金額を限度とします。

3. この保険では支払いの対象とならない主な事故

- ①被災者の故意で被災者本人がこうむった傷害
- ②被災者の法定相続人の故意
- ③被災者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
- ④被災者の脳疾患・疾病・心神喪失
- ⑤むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの
- ⑥被保険者の職員のかたがこうむった身体の傷害

2. 財物補償について

1. この保険の概要

この保険は、施設内にある什器・設備等（大和市から管理代行されている什器・設備を含む）が偶然な事故により損害をこうむった場合に、補償される保険です。

2. この保険で対象となる財物（自動販売機を除く）

- ①施設の屋内施設内における設備・什器等
- ②施設の屋外施設内における設備・什器等
- ③業務用通貨等

3. 保険金額

施設ごとに次の金額が設定されます。

屋内にある設備・什器等	350万円
屋外にある設備・什器等 (敷地内に限る)	100万円
業務用通貨の「盗難」(※)	1事故1敷地ごとに30万円限度
業務用預貯金証書の「盗難」	1事故1敷地ごとに300万円限度

(※) 自動販売機内に収容される通貨は補償の対象になりません。

※「破損または汚損」事故については、1事故につき自己負担額3万円が設定されます。

※保険金は上記の保険金額を限度として、新価額（同等の価値のものを再取得するために必要な金額）を基準に支払われます。

4. この保険ではお支払の対象とならない主な事故

- ①戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動や労働争議
- ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波の損害
- ③保険契約者、被保険者またはこれらの方の代理人の故意や重大な過失による場合
- ④保険の対象物の置き忘れまたは紛失
- ⑤詐欺または横領
- ⑥保険の対象物の自然の消耗、劣化、性質による蒸れ、変色、変質
- ⑦不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故による損害